

律 12 条) 及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

- ・一体的サービスにおける利用者登録票については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体に求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。
- ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。

(iv) 国による支援の拡充等について

地方公共団体が行う雇用対策事業（雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等）に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。

- ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間での人事交流を推進する。
- ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成 28 年中に周知する。
- ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成 27 年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。
- ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成 28 年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

(3) 職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）[再掲]

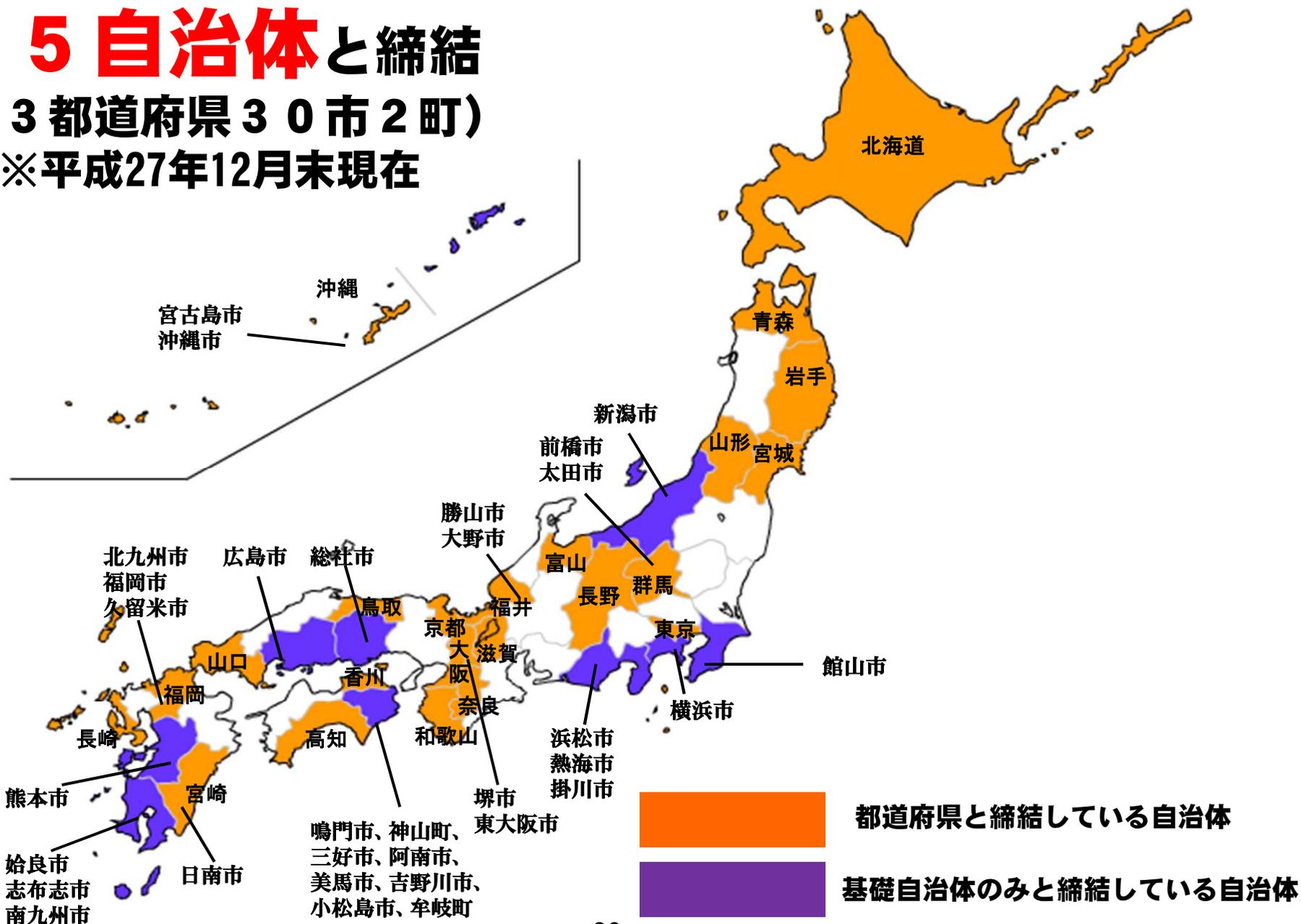
4 【厚生労働省】(1) 参照

雇用対策協定 締結自治体

55自治体と締結

(23都道府県30市2町)

※平成27年12月末現在



国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化することが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

- ▶ **個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。** 対象者、組織間で重複している業務の整理を実施し、効果的・効率的な業務運営が可能。

- ▶ **知事・労働局長**が参加する**運営協議会**を軸とした体系づけられた協議の場を設置し、レベルごとの定期的な会合を開催。国・自治体間の意識のすり合わせ、定期的な業務改善を図ることが可能。

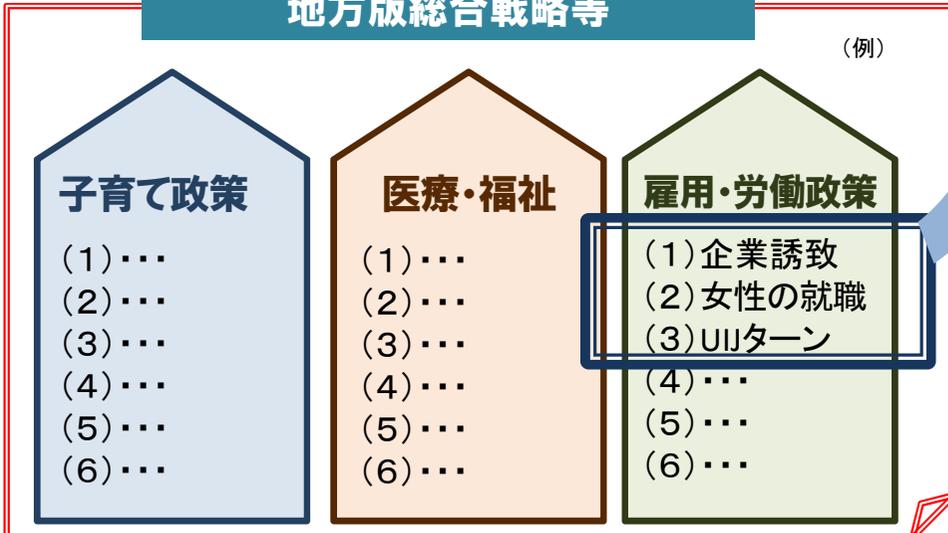
雇用対策協定



協定に盛り込む際に、新たな連携策を入れることもできる

- ▶ **地方版総合戦略等の雇用・労働分野の個別具体策を雇用対策協定のことでより詳細に整理**

地方版総合戦略等

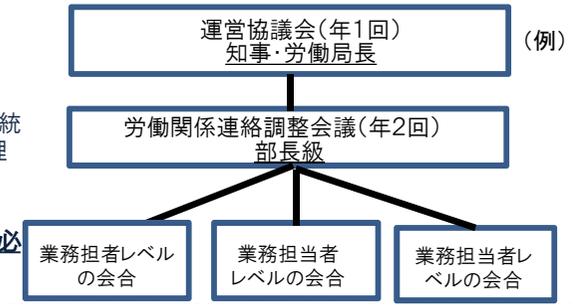


パッケージ化したうえで
目標管理

パッケージ化することによって
対外的な発信力を強化

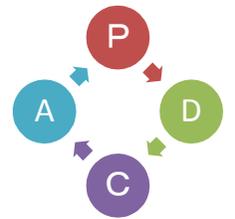
連携体制の体系化

- 連携施策に関し、統一的・一元的な管理が可能
- **知事・労働局長**が各組織に対して必要に応じた**要請**



目標管理の徹底による 確実な連携

- KPIの設定
- 確実に連携を進められる。
- 効果的に連携を進められる。



**知事と労働局長の協定に基づいて、
雇用対策を充実させています!**

- ▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文化し、**地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対して情報発信**。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取組を発信することが可能。



雇用対策協定 締結事例

各都道府県において、地域の課題等に応じて、独自の雇用対策協定を締結。

北海道との雇用対策協定(平成24年12月)

～協定により構築した基盤を軸に、更なる連携強化～

都道府県として初めて協定締結。協定に基づく事業である一体的実施施設「みらいっぽ」を実施するとともに、その取組を道内各地に拡大。

また、更なる連携強化を図るため、これまで構築してきた連携基盤を軸に、新たな連携策を打ち出した。具体的には、締結主体に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、機構の強みの職業能力開発の分野の取組を強化。

(例) 正規雇用を求める求職者に、道がキャリア形成支援、機構が職業訓練、ハローワークが職業紹介を実施するといった連携方法を明確化した。



奈良県との雇用対策協定(平成25年6月)

～協定締結を契機に、障害者雇用の取組を強化～

奈良県が障害者雇用の先進的な地域となるよう「障害者はたらく応援団なら」(※)を創設することを雇用対策協定締結の際に発表。その後、奈良県と労働局で共同運営。

また、ひとり親等の支援を強化するため、平成26年3月に一体的実施施設を拡充し、生活・就業相談から職業相談までの一体的なチーム支援を実施。

※ 障害者の就労に積極的に取り組む企業等を登録し、登録企業等に、職場実習、職場見学の積極的な受入れ、就労支援セミナー等への講師派遣、障害者雇用に関する相談への助言等の支援を実施。



京都府との雇用対策協定(平成26年2月)

～国と京都府が一体となった人づくりを強化～

職業訓練機関と就業支援機関の連携による正規雇用等の安定的な雇用の量的確保と質の向上を目指す。

締結主体は、府・労働局だけでなく、職業訓練にノウハウのある独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構も加えている。

※ 京都府と機構が実施する公的職業訓練の一体的な訓練実施計画の策定や訓練から就職までの一貫した就職支援等を連携して実施。

特に、これまで国と府が連携し実施してきた一体的実施施設「京都ジョブパーク」を効果的に活用している。



鳥取県との雇用対策協定(平成27年3月)

～地方創生に向け、今まで以上に連携した取組を実施～

将来を担う若者の地元就職を促進するため、「若者と県内企業のマッチング」を実施。ハローワークの全国ネットワークを活かし、東京のハローワークと共同で取組等を実施。

(例) ・「インタラクティブ・ミーティングin東京」を鳥取県のアンテナショップ(新橋)で共同開催(11/15)。
・「鳥取県企業面接会(仮称)」を新宿の新卒応援ハローワークの会場で開催(12/22)。

また、障害者雇用では、精神障害者の雇用率を全国トップに引き上げる「鳥取モデルの構築」という目標を設定。

さらに、ふるさとハローワーク(一体的実施施設)における雇用保険業務をモデル的に開始(平成27年7月)。

《地方自治体用参考資料》システム改修前と改修後の違い

平成27年9月7日のシステム改修後の運用により、以下の点が可能となっています。

(1) 求人情報提供端末方式

- ① インターネットを利用する安価・簡易な方法により実施可能。端末、回線、LANの導入・運用に係る費用は、既存の端末・インターネット接続環境が指定の仕様を満たしていれば、「特になし」(第3の5参照)。端末はノート型パソコン、モバイルパソコンでも可能。その他の用途との併用も可能。
※新システムへの切替の際の設定費用は別途必要。
- ② 独自の検索条件が設定可能。
※システム改修前は、近隣のハローワークの設定と同一となる。
- ③ 求人ごとの応募状況(ハローワークで職業紹介した人数、うち採用・不採用・選考中の人数)を職員が端末画面で確認可能。

- 既に求人情報提供端末方式を利用中の地方自治体等が、平成27年9月7日以降のシステム改修後も継続して利用するためには、端末の再設定が必要(別冊移行マニュアル「既にご利用中の皆様へ」参照)
- データ提供方式から切り替え(追加)をする場合は、求人情報提供端末方式の利用申請期間内に申請手続きが必要

(2) データ提供方式 (CSV方式/API方式)

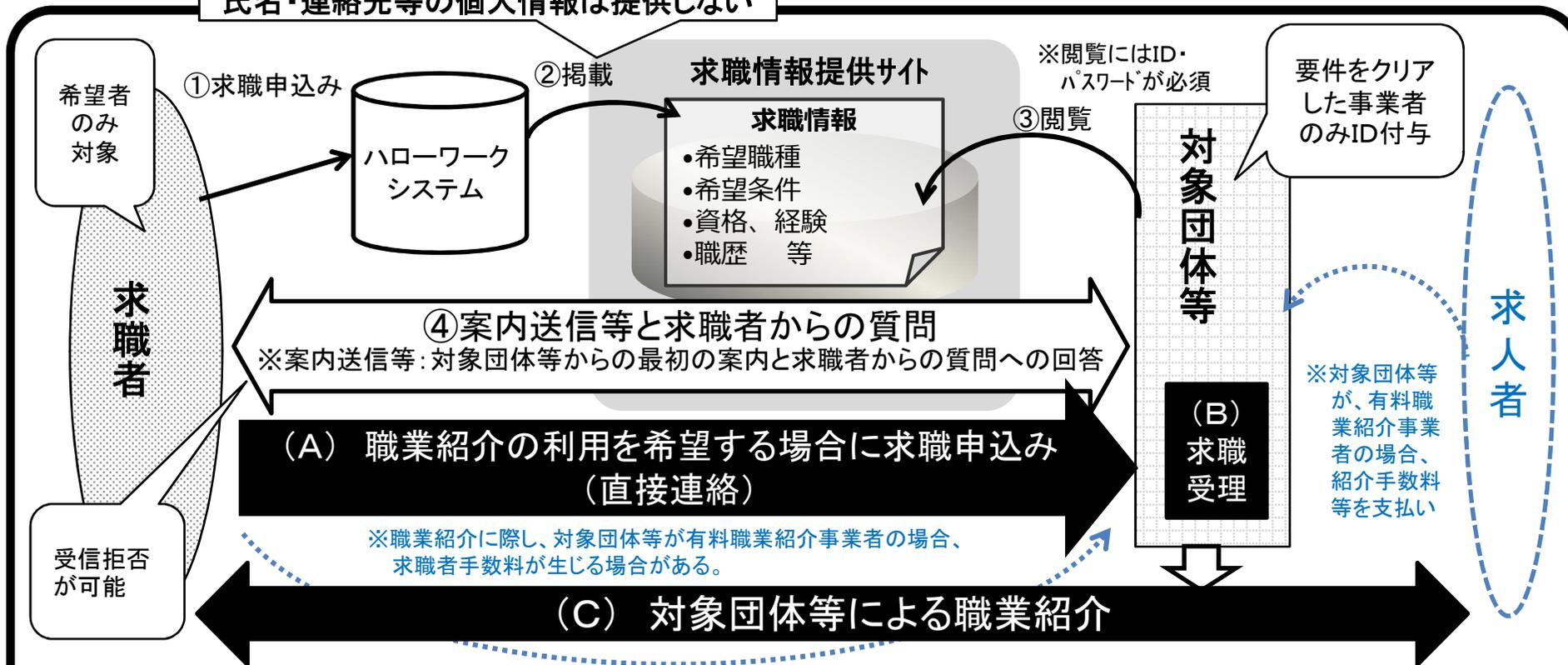
データ項目に一部変更がある(移行マニュアル参照)が、特に変更なし (ダウンロードサイトは現在と同じ。新たな利用申請手続きは不要)

【補足】CSV方式をご利用の方へ

- 平成27年11月2日から配布している無料ソフトウェアは、大卒等求人の取り込み機能を追加し、取り込み求人数を全国分に拡充 (第1の4参照)。
- 平成26年度配布の無料ソフトウェアは引き続き利用可能ですが、平成27年度求人票様式変更による求人情報の一部変更には対応していません。平成26年度版を利用中の地方自治体等が希望する場合は修正版を配付しています。詳しくはオンラインハローワークインターネットサービスの専用ページ(第7参照)に掲載しています。

ハローワーク求職情報の提供サービスの仕組み

氏名・連絡先等の個人情報は提供しない



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないうまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

< (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

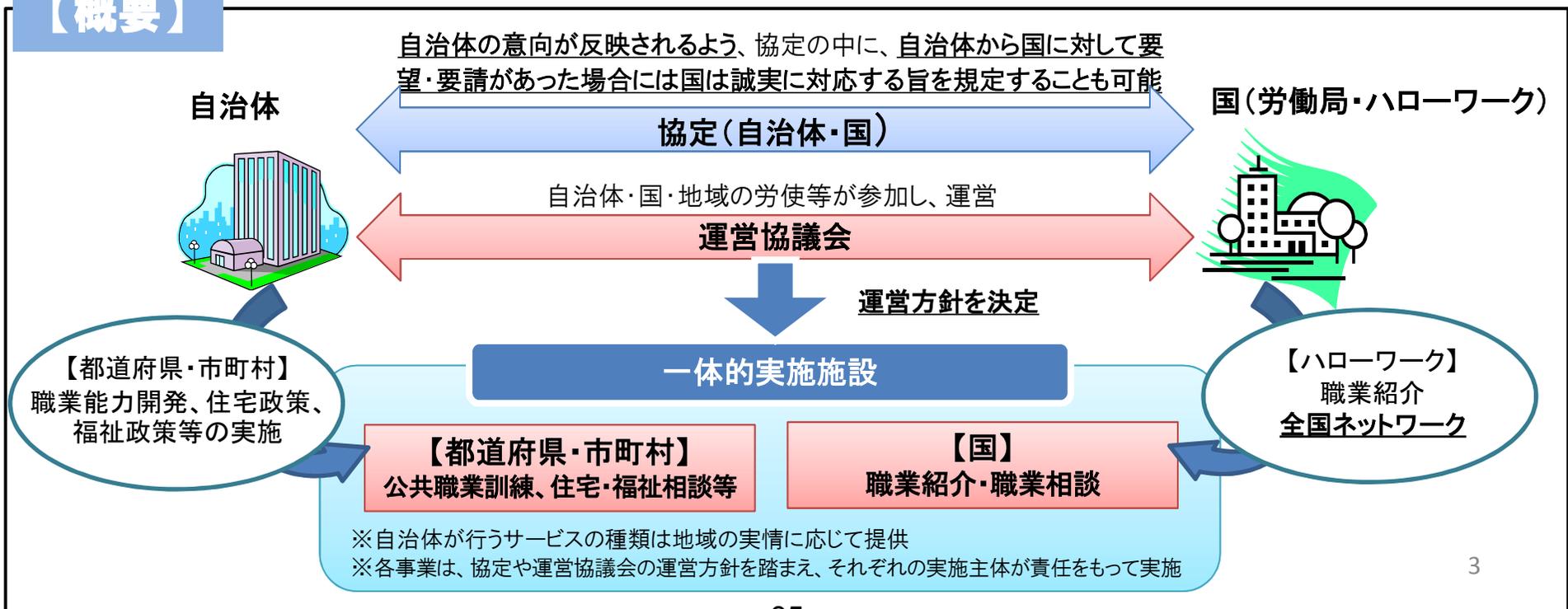
※求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C)対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。

一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置すること
 など、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成27年12月1日現在、155団体(33道府県122市区町)で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は95自治体。

【概要】



【秋田県】【秋田労働局】

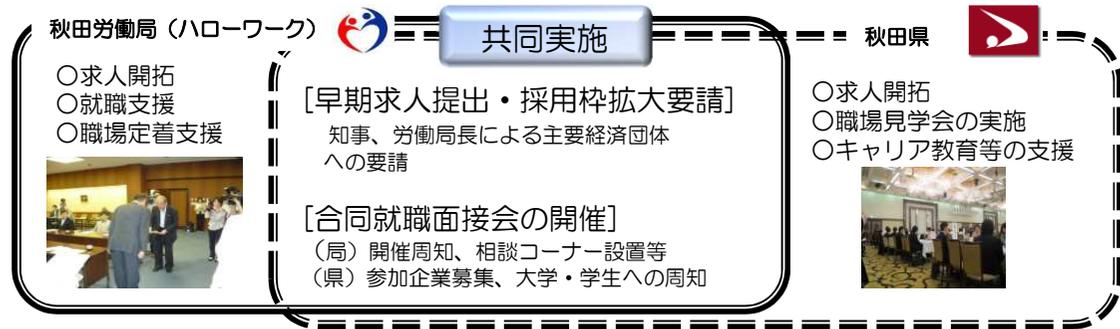
県との連携により、新規学卒者の県内就職促進事業、Aターン就職促進事業を実施

【目的・課題】

少子高齢化等による人口減少が著しい本県にとって、企業や地域の活性化のために労働力の維持、確保は重要課題。このため、県の雇用対策との連携により県内の労働力確保に向けて以下の雇用施策を実施。

【実施概要・役割分担】

新規学卒者の県内就職促進 [目標 新規高卒者県内就職率70%以上]

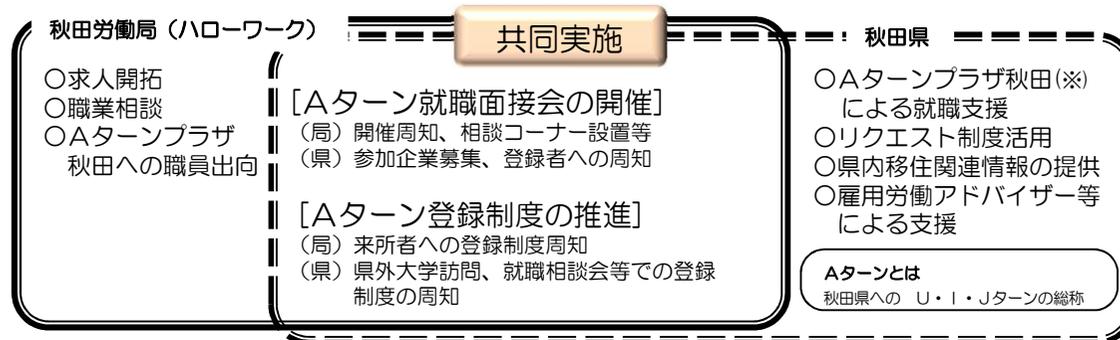


【効果】

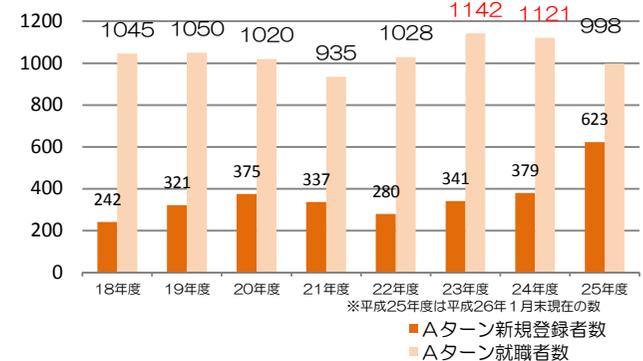
新規高卒者県内就職率4年連続6割超



Aターン就職の促進 [目標 Aターン就職者数1,100人]



Aターン就職者2年連続1,100人超



※ 秋田県が東京に開設しているAターン就職支援施設

【秋田県】

社会情勢の変化に対応し、秋田の成長を目指す観点から策定している「ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる雇用対策については、これまで労働局との連携により、一定の効果が得られており、引き続き互いに協力を図り、将来に向けて希望のもてる秋田を実現していきたい。

【労働局】

若者の県内就職促進、県外からの人材確保を含めた各種の雇用対策については、引き続き円滑かつ効率的に実施されるよう秋田県との連携体制を強化し推進していきたい。

【陸前高田市】【岩手県(沿岸広域振興局)】【岩手労働局(ハローワーク大船渡)】 雇用対策協定に基づく「障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト」の実施 ～ノーマライゼーションという言葉のいらぬ共生社会の構築を目指す～

【課題・目的】

現在、急速に地域の復興が進められている中で、今後、まちづくりに合わせて**障害者の安定的な生活・雇用の確保を図っていくことが喫緊の課題**となっている。

【実施概要】

岩手県(沿岸広域振興局)と岩手労働局(ハローワーク大船渡)との**雇用対策協定**に基づく連携・協力した取組に、地域まちづくりの主体となる陸前高田市を加えた**「障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト」**を三者一体となって実施する。

- ◆**職場実習先・事業所見学先**の確保・実施(三機関が連携して事業所訪問を実施)
- ◆**就職面接会**の実施 ◆**職場定着支援**の実施(自治体による生活面の相談と国による雇用面の相談等を実施)
- ◆**事業主への障害者雇用への理解促進(共同で事業所訪問等を実施)** ◆**就労支援セミナー**等の実施

【役割分担】

【陸前高田市】

- ◆HPや広報等による周知
- ◆生活面における相談支援(市所掌分)
- ◆ハローワーク職員との事業所訪問
- ◆セミナー会場の確保

【岩手県(沿岸地方振興局)】

- ◆HPや広報等による周知
- ◆生活面における相談支援(県所掌分)
- ◆ハローワーク職員との事業所訪問

【岩手労働局(ハローワーク大船渡)】

- ◆訪問事業所の選定・訪問計画策定
- ◆事業所訪問時の法定雇用率達成指導・助成金制度等の周知を実施
- ◆雇用面における相談
- ◆面接会当日の職業相談

【共同で実施】

- ◆職場実習等受入協力事業所の開拓 ◆事業所見学会への参加勧奨 ◆面接会当日の運営 ◆セミナー講師の選出

【効果】

- ◆ 地域社会における社会的責任の観点からも、陸前高田市・岩手県・岩手労働局が連携して働きかけを行うことにより、障害者雇用が促進される。
- ◆ ①市で実施する生活支援と、②県が持つ幅広い関係機関とのネットワークの活用や障害者の自立に向けた総合的支援、③国が実施する雇用支援を一体的に行うことで、障害者の抱える様々な課題に対して総合的支援の実施が可能になる。

＜陸前高田市のコメント＞

東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、震災復興計画のもと「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくり」を進める中で、「障がい者の雇用・就労拡大連携プロジェクト」を実施することにより、障がい者の働きやすい環境づくりと障がい者雇用への理解促進を図ることができる。

＜岩手県のコメント＞

県単独では、中々進みづらい沿岸地域での障がい者の雇用・就労拡大について、岩手労働局と連携して各種対策を講ずることにより、より充実した雇用・就労支援に取り組むことができる。

＜労働局コメント＞

岩手労働局が、岩手県・陸前高田市と三者一体となるからこそ総合的な障害者に対する雇用・就労対策(就職面接会の実施、三機関連携による事業所訪問、事業主への障害者雇用への理解促進、就労支援セミナー開催など)を実施することができる。

【埼玉県】 【さいたま市】 【埼玉労働局】

「保育士マッチング強化プロジェクト」の一環として、 「保育士合同就職面接会」を実施

【課題・目的】 「待機児童解消加速化プラン」を推進する上で不可欠な保育士の確保を図る。

【実施概要】 埼玉県内に就業場所を有する保育施設と保育士や保育補助などの仕事を希望する求職者に特化した就職面接会を開催。

【役割分担】

【埼玉県】

埼玉県を通じて県内自治体に面接会開催の周知を依頼。各自治体においてはホームページ等を活用し、保育施設及び地域住民への参加呼びかけを実施。また、面接会当日は、「保育士保育所支援センター」相談コーナーを設置するとともに、保育施設管理者を招いて「保育士になるなら今！」と題したセミナーを同時開催。

【労働局】

面接会の運営全般。特に、求職者への周知では、保育士分野を希望する全ての者に対してダイレクトメールによる参加呼びかけを実施。

【さいたま市】

埼玉県及び埼玉労働局による記者発表に併せ、市単独で記者発表を実施。



<埼玉県コメント>

平成25年度に「保育士・保育所支援センター」を開設したが、潜在保育士へのアプローチが課題であった。労働局、さいたま市との連携により、多くの求職者に参加していただいた。今後も県内の求人情報を集約すること等により、求職者への支援を充実させたい。

<労働局コメント>

埼玉県との連携により、主要駅構内へのポスター掲示や民間人材ビジネスのホームページを活用した案内の実施など、これまで労働局単独では実績のなかった手法により周知を展開することができた。

【効果】

- ◆ 実績：参加求人者52事業所、参加求職者109人、就職30人
- ◆ 参加した求人者からは、「保育士資格を持っていながらも、仕事に活かされていない方が多くいると感じ、そうした方々に手ごたえのある説明ができた」等といった声が聴かれた。

【三重県】【三重労働局・ハローワーク】 生活保護受給者等就労自立促進のため 国と福祉事務所の就労支援員が合同研修を実施

【課題・目的】

生活保護受給者等就労自立促進事業（※）において、就労支援に携わる職員を対象に、同業務に関する具体的な**取組事例**を学ぶとともに、現場で直面する課題をテーマとした**グループワーク**を行い、業務上の問題を共有し解決につなげ、所属を超えて相談し合える関係を構築する。

※ 福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する事業。



【実施概要】

前期 H26. 5.27 国11名・市23名参加

後期 H26.11.28 国13名・市18名参加

外部講師の講演の後、現場の事例をもとに就労支援について議論

（具体的内容）

- ◆外部講師による講演（若者就業サポートステーション・三重における就労支援の仕組み）
- ◆グループワーク（生活保護受給者に対して苦慮する就労支援の対処方法など）
- ◆全体意見交換会（就労支援業務で感じていること など）

【効果】

- ◆ 就労支援員と就職支援ナビゲーターの連絡が緊密になり、支援対象者の情報の共有が図られ、早期就職に結びつく。
- ◆ 福祉事務所とハローワークの管轄を超えた連携が円滑になり、希望就職地への就職が容易となる。
- ◆ 「ハローワーク以外の方とも意見・情報を交換できて良かった。」（国）
- ◆ 「違う立場の方や各地域の方達の体験談を聞いたことが一番良かった。」（福祉事務所 就労支援員）

＜三重県コメント＞

福祉事務所で専門的に活動する就労支援員が、職業指導官や就職支援ナビゲーターとともに、事例学習やグループワークに時間をかけて取り組み、互いの業務の理解と関係の構築につながった。

＜労働局コメント＞

意見交換等を実施することで、福祉事務所の就労支援員が持つノウハウを身に付けることができ、ハローワークの職業相談スキルの向上につながった。

また、就労支援員と顔の見える関係を構築することができ、日頃の連携強化につながった。

＜照会先＞ 三重労働局職業安定部地方訓練受講者支援室（059-261-2941）

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

＜地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保等の強化＞

○ 福祉人材確保対策

- ・ 人材不足が深刻化する介護、看護、保育職種を対象として、地方自治体や関係機関との連携を図りながら、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【福祉人材コーナー設置ハローワーク64所】

○ 建設人材確保プロジェクト

- ・ 建設労働者の人材ニーズが高い地域の主要なハローワークにおいて、建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底等を実施。【プロジェクト実施ハローワーク68所】

○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク21所、マザーズコーナー163所】

○ がん患者等に対する就職支援事業

- ・ ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携した出張相談や事業主向けセミナーなどの実施により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援を実施。【事業実施ハローワーク16所】

＜施策の説明、お願いしたいこと＞

○ 福祉人材確保対策

各分野の取組において、「福祉人材確保推進協議会」での協議などを通じて、情報共有や面接会実施など地域の実情に応じた福祉人材の確保のための連携強化を引き続きお願いしたい。

- ・ 介護・・・福祉人材センター等関係団体と連携し、「介護就職デイ」等において福祉関係就職面接会等を開催し、介護人材の確保に努めている。
また、来年度から「福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業(仮称)」を全国6か所の福祉人材コーナーにおいて実施予定。
- ・ 看護・・・ナースセンターと連携し、看護師等の医療職種での就業を希望する求職者と地域の医療機関等とのマッチングを目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携事業」を全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- ・ 保育・・・地方自治体、保育士・保育所支援センター等と連携し、保育士求人に対する求人充足支援等の強化や地方自治体等との連携による保育士への就職支援等を行う「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施。
また、1～3月に「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施しており、保育所等の求人充足に向け連携・協力をお願いしたい。

○ 建設人材確保プロジェクト

- ・ 建設労働者の人材ニーズが高い地域の主要なハローワークにおいて、建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者に対する最新の求人動向に係る情報の提供、業界団体と連携した就職面接会等の開催などの取組を実施しているところ。
- ・ 建設雇用改善推進対策会議などを通じて、各地域における建設人材確保プロジェクトに係る取組の状況等を情報提供するので、事業の周知に関するご協力をお願いしたい。

○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めているところ。
- ・ 特に子育て中の女性等は、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
- ・ 子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において実施しており、ご協力をお願いしたい。
- ・ 母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施しており、ご協力をお願い。

○ がん患者等に対する就職支援事業

- ・ 平成27年12月に策定された「がん対策加速化プラン」において、本事業が「がんと共生」のための施策として盛り込まれ、がん患者の就職支援施策の柱として、平成28年度から全国で実施予定。
- ・ 関係機関と連携した効果的な就職支援のため、「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」への参加や本事業の周知、広報などにご協力をお願いしたい。

福祉人材確保重点プロジェクトの推進

事業概要

介護、看護をはじめとする医療、保育の各分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保を図るため、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」（64箇所）を整備し、当該コーナーを中心にハローワークの全国ネットワークを活かし、福祉人材の確保に向けた取組を推進

取組内容

- **求職者に対する支援** ・ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- **事業者に対する支援** ・ 事業所訪問等による求人条件見直し等の求人充足支援
- **求職者と事業者
双方への支援** ・ セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
・ 地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催

各分野での取組

- **「介護求人充足支援強化プログラム」**
介護分野への就職を希望している者はもとより、介護分野に係る資格・経験を有するものの介護分野の就職を希望しない者が同職種への就職を検討する契機となるような働きかけ、就職支援を実施。
- **ナースセンター・ハローワーク連携事業**
ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等の医療分野での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- **「保育士マッチング強化プロジェクト」**
「待機児童解消加速化プラン」や子ども・子育て支援新制度等に伴い、待機児童が多くいる地域を中心に保育施設の新設等が見込まれており、これまで以上に高まることが予想される保育士への需要に対応。



拡充内容

- **拠点の拡大**
福祉分野の就職支援を一層充実させるため、福祉人材の確保が困難な地域に福祉人材コーナーを新設（10箇所）。
事業拠点 平成27年度 64箇所 → 74箇所
- **支援体制の強化**
福祉人材の確保をより推進するため、既存の福祉人材コーナー（3箇所）に就職支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを1名ずつの増配置。
就職支援コーディネーター 3人増、就職支援ナビゲーター 3人増
- **福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業（仮称）**
福祉人材センターとハローワークの連携により、福祉分野での就業を希望する者と地域の介護施設等とのマッチングを全国6箇所の福祉人材コーナーにおいて実施。
- **「保育士マッチング強化プロジェクト」の推進**
保育士の需要が高まる時期に、保育士の資格を有するものの保育士の就職を希望しない者に対して、同職種への就職を検討する機会となるような周知広報、事業所見学会と面接会をセットで行うツアー型面接会の実施（17箇所）